

令和8年1月 木島平村農業委員会議事録

- 1 招集日 令和8年1月20日
- 2 招集者 木島平村農業委員会 会長 石川 和也
- 3 開催日時 令和8年1月26日（月）
・開始時刻 午後4時00分
- 4 開催場所 木島平村役場 議場
- 5 議長 石川 和也
- 6 出席委員 9名
1 番 佐藤 友保 2 番 佐藤 好恭
4 番 渡邊 孝 5 番 秋元 夏姫
6 番 梅寄 行弘 7 番 森 勝紀
8 番 丸山 一夫 9 番 高山 恵美子
10 番 石川 和也（農業委員長）
- 7 欠席委員 3 番 竹内 芳次郎
- 8 事務局 事務局長：本山 等 事務局：岡田富治夫、湯本奈緒美
- 9 会議に付した議案
 - (1) 報告事項
 - ・農地法第3条第1項の規定による届出について（相続等による届出）… 1件
 - ・農地法第18条第6項の規定による届出について… 4件
 - ・使用貸借返還通知について… 2件
 - (2) 議案
 - ・議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について… 4件
 - ・議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（貸借権移転）
地域計画区域内… 7件
 - ・議案第23号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（貸借権移転）
地域計画区域外… 2件

議 長	それでは時間になりましたので、これより令和8年1月農業委員会総会を開催いたします。
議 長	日程第1。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達していますので本会議は成立いたします。よってこれより、令和8年1月木島平村農業委員会総会を開会いたします。
議 長	日程第2。議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、2番 佐藤好恭委員、4番 渡邊委員を指名します。
議 長	日程第3。農地法第3条第1項の規定による届出について、 日程第4。農地法第18条第6項の規定による届出について、 日程第5。使用貸借返還通知について、は報告事項ですので、各自確認をお願いいたします。
議 長	報告事項につきまして、ご質問がありましたらお願いします。 (質問なし)
議 長	ないようですので日程第6。議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について、議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	【資料を朗読説明】
議 長	ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。
湯本推委	質問というか教えていただきたいのですが、番号2に関わってですが、転用許可の境界について、木造でしっかり建てるものならだめなのか、パイプ等で簡単にブルーシートを張ったようなものもだめなのか、下はセメントでしっかりさせるとだめなのか、碎石を敷くなら良いのか、そのへんのボーダーラインはどこなのか。
議 長	

事務局	農地を農地ではないものとして活用となれば転用となるので許可申請が必要です。砂利であってもコンクリートであってもシートであっても農地として活用しないのであればその面積に応じて、200 ㎡未満の農作業用のものであれば届出、それ以上の面積であったり農作業用以外のものであれば転用の許可申請が必要になります。
議 長	ほかにありますか。
秋元委員	番号1については、事務局で聴き取りをしてもらっていますが、改めて担当地区の農業委員さんと推進委員さんと本人とで話し合う機会をもってもらって、本人の意思の確認してもらってから決めるのが妥当ではないかと思います。
梅寄委員	本人は「やります」と言っているが、具体的にいつまでにということが出てきていないから、それでやらないと周りの耕作者に迷惑がかかる。いつまでにやるということが確約できれば、周りで不安な人も待つことはできるけど。さっきの説明だと確約はとれていないようだが。春までに植えるのか、それとも今年はちょっと無理ということになるのか。それによっても周りの人の気持ちは変わってくる。
事務局	確約というのは、何をもって確約をとったと認められますか。
梅寄委員	前回までは手が足りてなくて荒れていると聞いている。事務局で聴き取りをして「やります」という確認はとっているが、ただそれをいつまでにやるのかという話。
佐藤好委員	確約、確約と言っていますが、本人がやると言っている以上、それを信じるか信じないかの問題。本人は事務局が聴いても「やる」と言っていて、それを地元の農業委員や推進委員が聴いても同じように言うと思う。そうしたときに断る、許可しない理由がないと思う。取得する条件は整っているのだから、それをずっとだめだということとはできない。ただ、周りの耕作者に迷惑をかけないようにしてもらわないかという気持ちはある。確約をとるというのが、例えば一筆書かせるとかということになると、それはまた違うと思うし。私は、今回は許可を出すしかないのではないかと思う。それでもし荒らすようなことがあれば、その時にちゃんと管理耕作するように農業委員会として言っていくしかないと思う。
湯本推委	確認ですが、今回の案件は特に法律に抵触するものではないですか。国籍の問題等で国の施策も変わってきているが。

事務局	短期滞在者ではないため、今回の案件は法的に問題はないです。
議 長	ほかにありますか。 なければ、質疑を打ち切り採決するにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請、まず番号1について異議のない方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員の挙手がありましたので、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請、番号1については原案どおり決定いたしました。
議 長	続いて、番号2から番号4について、異議のない方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員の挙手がありましたので、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請、番号2から番号4については原案どおり決定いたしました。
議 長	それでは日程第7。議案第22号、 <u>地域計画区域内</u> の農用地利用集積等促進計画案（貸借権移転）に対する意見について、議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	【資料を朗読説明】
議 長	それでは、まず番号1について審議します。森委員の退席を求めます。 (森委員 退席)
議 長	番号1について、ご質問がありましたらお願いします。 (質問なし)

- 議 長 ないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議がないようですので、議案第２２号、番号１について、賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員の挙手がありましたので、議案第２２号、地域計画区域内の農用地利用集積等促進計画案、番号１については、異議なしと決定いたしました。森委員の着席を認めます。
- (森委員 着席)
- 議 長 それでは番号２から番号７について審議します。ご質問がありましたらお願いします。
- (質問なし)
- 議 長 ないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議がないようですので、議案第２２号、番号２から番号７について、賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員の挙手がありましたので、議案第２２号、地域計画区域内の農用地利用集積等促進計画案、番号２から番号７については、異議なしと決定いたしました。
- 議 長 それでは、日程第８。議案第２３号、地域計画区域外の農用地利用集積等促進計画案（貸借権移転）に対する意見について、議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

【資料を朗読説明】

議 長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切り採決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、議案第２３号、地域計画区域外の農用地利用集積等促進計画案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員の挙手がありましたので、議案第２３号、地域計画区域外の農用地利用集積等促進計画案は、異議なしと決定しました。

議 長

本日予定された議案審議等はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

上記のとおり会議のてん末を記載し、会議規則13条の2の規定により署名する。

令和8年1月26日

議長 木島平村農業委員会 会長 石川 和也

議事録署名委員 2番委員 佐藤 好恭

4番委員 渡邊 孝